

昭和三十一年八月二十五日第五回福生町議会臨時会古福生町役場
議場へ招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番	磯村武夫君	二番	山下幸三君	三番	西村光人君
四番	清水子市君	五番	高橋彦市君	六番	渡井明君
七番	笹本益夫君	八番	斎藤真一君	九番	細川晋一君
十番	山下久吉君	十一番	平井賢治君	十二番	渡辺健三郎君
十三番	斎藤博君	十四番	吉田清君	十五番	高橋千春君
十六番	米泉重君	十七番	高水勉八君	十八番	村野弘君
十九番	田村祐一君	二十番	岸茂君	二十一番	中田虎蔵君
二十二番	大久保一知君	二十三番	石川信義君		

出席議員は次のとおりである。

なし

一、次員は次のとおりである。

二十四番

一、議三事務局職員は次のとおりである。

議三事務局長 町田信三君、議三係長 島田猛君、内田和雄君、

一、地方自治法第百三十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 瀬古清蔵君、助役 川窪金吾君、助役 篠崎俊次君、

収入役 大野史一君、課長 総務 貫井喜次君、課長 庶務 橋本孝蔵君、

課長 水道 高水求君、課長 技務 森田 猛君、課長 民生 古谷徳男君、

課長 産業 上野重勝君、課長 土木 猪俣清吉君、教育長 橋本兵五郎君、

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一、会期の決定について

日程第二、全議録署名と議員の指名について

日程第三、福生町固定資産評価審査委員会委員選任同意について



(議案第六十二号)

日程第四、契約締結同意方について、「水道関係」 (議案第六十三号)

日程第五、寄附受領について、「水道関係」 (議案第六十四号)

日程第六、福生町賦課徴収条例の一部を改正する条例について

(議案第六十五号)

日程第七、福生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(議案第六十六号)

日程第八、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(議案第六十七号)

日程第九、福生町手数料条例の一部を改正する条例について

(議案第六十八号)

日程第十、羽村、福生衛生組合規約の一部を改正する規約について

(議案第六十九号)

是第十一、河村福生衛生組合議會議員の選挙について（送）

是第十二、昭和二十六年年度福生町歳入歳出追加更正予算案（第一回）

（議案第七十号）

是第十三、契約締結同意方について「教育関係」

（議案第七十一号）

是第十四、昭和二十六年年度福生第一小学校防音工事特別会計歳入歳

（議案第七十二号）

出追加更正予算案（第一回）

是第十五、武蔵野地区排水路設置方に関する諸願書（諸願第七号）

是第十六、日光街道踏切内鎖に関する諸願書（諸願第八号）

是第十七、福生町中央商業会水銀灯設置に関する諸願書

（諸願第九号）

是第十八、福生町改商栄会堂先街路灯設置に関する諸願書

（諸願第十号）

（審査報告）

福生町議会

一、今日の会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午前九時十八分開議

一、議長（石川信義君）

本臨時会のご通知を用しあげましたこと

う、議員の皆様さん方におかれましては、ご多忙の中を御参加くださ

りいただきまして誠にありがとうございます。今日の臨

時合に臨席して下さるべくご協力のほどをお願いいたし

ます。

ただいまから昭和二十七年第五回福生町議会臨時会を開催

いたします。出席議員は現在二十三名であります。よって本日

の会議は成立いたしました。ただいま今日の会議を開きます

す。日程に入ります前に、助役からご挨拶を願います。

一、助役（川邊金吉君） 本日、町長が公用のため遅刻いたします。

のぶ代つて私から一言、ご挨拶申しあげます。本日は、早朝から臨時会を開催していただき、誠にありがとうございます。提出すべき議案もたくさんありますので、何となくよろしくご審議をいただきまして、ご可決ありがとうございます。しあわせにして、簡単でありますので、ご挨拶とさせていただきます。

一議長 石川信義君
日程第一、会期の決定について議題に供します。本会期については議会運営委員会にあり、検討されております。一、委員長の報告願います。

二番 磯村武夫君
今日の第五回臨時会の会期等について夫より二十日の議会運営委員会を過ぎ、会期については、本日一日目と決定した次第でございます。理由として、これは、日程第三、国定資産評価審査委員会委員は送佐の同意を求むるもので、日程第四、五は、水道関係の契約締結同意

意方と寄附受領についてでございます。日程第六は福生町の賦課徴収条例の一部改正で、これは国税通則法の制定によりましてこれに関連した条を整備しようとするものでございます。

日程第七、八は夏期手当に関するもので、一般職員と議員の改正をしております。日程九は手数料条例の一部改正、これは羽村福生衛生組合規約の一部改正しようとするもので、ご承知のように衛生組合議会に代議員の福生から五人出まわりますので、これを一名増員するということとで、次の十一の議決をいれれば一名送呈しようということになります。日程第十、十一については第一回目の一般会計追加更正予算案でございます。これは教育問題、とり地義務的経費や、消防費負担金等が大きくあつてございます。十二、十四は第一小学校の教育問題でございます。十五、十六は請願でございます。それらご審議を

した。た。た。の。ち。に。担。当。委。員。会。に。任。託。願。い。の。内。容。中。の。継。続。
 調。査。に。レ。たい。と。思。つ。て。あ。り。ま。す。日。程。の。マ。ン。ハ。先。般。の。議。
 会。で。付。託。と。な。り。す。し。て。請。願。の。審。査。報。告。に。て。こ。の。件。に。つ。き。ま。
 して。は。マ。ン。ハ。年。度。の。起。点。更。正。予。算。の。中。に。補。助。金。と。し。て。
 盛。り。込。ん。で。あ。り。ま。す。の。で。日。程。第。十。二。の。前。に。先。議。を。お。願。
 い。し。たい。と。考。え。て。あ。り。ま。す。以。上。の。理。由。に。よ。り。ま。し。て。本。日。
 の。会。期。を。一。日。と。決。定。し。た。次。第。で。ま。さ。し。ま。す。又。後。刻。休。憩。
 の。あ。ち。ろ。の。と。思。つ。ま。す。の。で。武。陽。か。ス。の。マ。ン。ハ。年。度。奨。励。金。に。つ。い。
 て。総。務。建。設。の。合。同。委。員。会。を。用。い。て。い。た。く。と。い。な。つ。て。あ。り。
 ま。す。の。で。予。め。の。ま。し。た。く。と。い。な。し。ま。す。

一議長（石川信義君） 会期については、次が理事委員長から報告
 されたとおり、本日一日間と決定したいと思ふが、これに
 異議ありやせんか。



「異議なし」と呼ぶ者あり
 一議長（石川信義君） 以上決定した。し。ま。す。
 一議長（石川信義君） 日程第二、会議録署名議員の指名を行います。
 署名議員の指名は、会議規則第九十二条の規定により、議長にお
 りて指名します。

- 十番 山下久吉議員
- 十一番 三井賢治議員
- 十二番 渡辺健三郎議員

以上三名の方にお願いいたします。なお日程三に入り前に西村
 議員から皆さん方にご挨拶したいという申出がござります。の
 でよろしくお願いいたします。

一四番（西村光人君） 甚だ暑い所から恐縮な存じます。が、過日
 母の死に際しては夜分お疲れのところご参加願ひ、又葬



よりついでには、これに同意するものと決定いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第四契約締結同意方について議案第六十号も議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさ
せよう。

（町田議会事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）

理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（川路金吾君）

議案第六十号契約締結同意方についてで
ござりますか。これは水道に属する埋設工事でございます。右
称といたしましては、能野橋より中渡橋に至る都道の水道管の
埋設工事となっておりますわけでありまして、都道十号線で、能野
橋から都道の四角までの延長四百五十四米十、百米管を埋設
し、その間、消火栓を十カ所設けろということでございます。
これに対し、八月八日に八社をもちて入札を行いましたが、

おまけ

本議案のとおり四百十三万五千円で桑林設備工業所が落札し
たわけでございます。この工期は十月一日ということですが、仮契約を
結んであるわけでございますので、よろしくご審議のほどをお願い
いたします。

一議長（石川信義君）

これより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

これにて質疑を終結いたします。

わけなりました。議案第六十号は原案とあり決す。こ
れ異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

これより議案第六十号
は原案とあり可決いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第五号附受領について議案第六十四号

と議題に供します。事務局長として議案の訓読をソックスさせます。
(町田議長事務局長訓読)有略

一議長(石川信義君) 川邊金吉助役より提案理由の説明を求めます。

一助役(川邊金吉君) 議案第六十四号、寄附受領についてご説明申しあゆます。さう一とこの二になつておられますが、まずその一から申しあゆますと、これは下水道管並びにその附属物一切を寄附したいという願いが井梅栄三氏から出まされたわけです。この施設場所としては宇武蔵野三千五百十五番地で、東ヶ谷戸にあつた井上商店から基地に向つての場所が、途中、右側に保育園があります。先般、五月二十五日の議会にこの道路を町道として認定してソックスだした所があります。それまでの間、井梅さんか、本管を引いて町に寄附をする方という二とござります。石綿

セメント管、内径五十センチを延長八十一米。この見積金額が九万二千三百四十円となつてあるわけがあります。次にその二とございます。第三小学校の北側に牛込ハイムという所があります。そこから北にササガ小水道というのがある。そこで管が引いてあったのです。当時、さうするに二を寄附をするのとになつておたつたのです。大抵、今まで止ひまされたわけ、二にきつてあらためて寄附したいという申出が来てきたわけとござります。この施設場所としては、大宇福生の三千三百三十八から三千三百四十番地まで、施設物としては石綿セメント管、内径七十五センチのもの、百十三米、五十センチのもの、九米といふ二とになつて、その見積金額が十七万三千四百四十円となつてあるわけがあります。寄附願者、小川物吉氏で、そのうち町に寄附してソックスしたいと思つたものでござります。その

する所得税の合計。又は決定事項の申告事務に関する規定の改正
正をいふ。次に第三十九条の二は、普通徴収による個人住民
税の賦課後の変更。又は決定。あるいは、これにかゝる延滞金の規
定の改正。そのほか第四十条は、法人等の町民税の申告、納付
に関する規定の改正となるもの及び、冒頭に申し
あゆませよう。これらも国税通則法の改正によるもの。準義
務的な改正といふか、単なる条文の整備に止まるものではない
もの。で、よろしくご審議の上、ご可決のうえ、ご可決のうえ、ご可決のうえ、
しあゆませます。

一、議長（石川信義君）

はい、より質疑を行います。

一、二番（山下幸三君）

今までの場合、三十五条のうち、所得税法
にかゝる修正申告書——と云うてあります。従来は「申告
書」と云うてありましたが、明確にする上から「修正申告書」

と云うたのかどうか、その点お聞きしたいと思ひます。

一、税務課長（森田留君）

先ほど助役がご説明申しあげました。

さういふ、国税通則法の施行にともなう関係法令の整備等に関
する法律の案で、内容にありて今までの「申告書」と云うてソレ
のみ「修正申告書」と云うたわけでございます。

一、二番（山下幸三君）

さうしますと、この条例がけするくその他

一、税務課長（森田留君）

この前の通常国会にありて、国税通則法の制

定にとりなす。通則法の継続審議され、臨時国会に上程するこ
とになつておるさうです。外国人の遊興飲食税の非課税等と抱
き合せてございふという関係で、もし臨時国会でこれかとありま
すと、施行が本年の十月一日、あるいは来年の四月一日ということ
になりますと、地方税におきまして、又町の賦課徴収条例に